

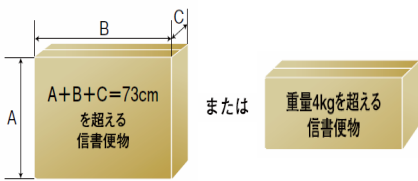
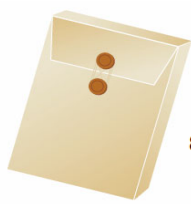
1 信書とは

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と郵便法及び信書便法に規定されています。

- 「特定の受取人」とは、差出人がその意思又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。
- 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表現し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。
- 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです(電磁的記録物を送付しても信書の送達には該当しません。)

2 特定信書便事業者とは

日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることは、郵便法により禁止されていますが、次の3つのいずれかに該当する信書便物(信書と同封される信書以外の物を含む。)の送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者をいいます。

【大型信書便サービス】 第1号役務	【3時間以内に送達】 第2号役務	【高付加価値サービス】 第3号役務
①長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達するもの。	②信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの。	③800円を下回らない範囲内において、総務省令で定める額を超える信書便物を送達するもの。
		

3 東北管内の特定信書便事業への参入事業者一覧(21者)

信書便事業者名	本社所在地	役務の種類
株式会社帝北ロジスティックス	福島県福島市	第1号・第2号
ワイエス株式会社	青森県八戸市	第1号・第2号・第3号
東北鉄道運輸株式会社	宮城県仙台市	第1号
赤帽山形県軽自動車運送協同組合	山形県山形市	第1号
ハートフェルト	秋田県秋田市	第1号・第2号・第3号
青森県定期自動車株式会社	青森県青森市	第1号
株式会社秋田県赤帽	秋田県秋田市	第1号
赤帽福島県軽自動車運送協同組合	福島県福島市	第1号・第3号
A L S O K 岩手株式会社	岩手県盛岡市	第1号・第3号
A L S O K 山形株式会社	山形県山形市	第1号・第3号
A L S O K 秋田株式会社	秋田県秋田市	第1号・第3号
青森総合警備保障株式会社	青森県青森市	第1号・第3号
南東北福山通運株式会社	宮城県仙台市	第1号
北東北福山通運株式会社	岩手県盛岡市	第1号
福島総合警備保障株式会社	福島県郡山市	第1号・第3号
株式会社テーシー東北	宮城県仙台市	第1号
有限会社チューダー	福島県いわき市	第3号
赤帽宮城県軽自動車運送協同組合	宮城県仙台市	第1号・第3号
株式会社さきがけデジタル	秋田県秋田市	第3号
MK急便	宮城県石巻市	第1号・第3号
赤帽青森県軽自動車運送協同組合	青森県青森市	第1号・第3号